



金 沢 市 公 報

号外第3号の13

令和3年(2021年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●議会規程		○金沢市企業局公印規程の一部を改正する規程 (") 10
○金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する規程 (議会事務局)	1	○金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (") 11
●選挙管理委員会告示		○金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程 (") 11
○金沢市選挙管理委員会規程の一部改正について (選挙管理委員会)	1	○金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程 (") 12
●監査委員告示		○金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程 (") 13
○金沢市監査事務局規程の一部改正について (監査事務局)	2	●公営企業訓令甲
●公平委員会規則		○金沢市企業局文書管理規程 (企業総務課)
○金沢市公平委員会事務処理規則 (公平委員会)	2	○金沢市企業局巡視規程等の一部を改正する規程 (") 21
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (")	3	○金沢市発電事業電気工作物保安規程及び金沢市企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程 (") 21
●固定資産評価審査委員会告示		●病院事業管理規程
○金沢市固定資産評価審査委員会文書管理規程 (固定資産評価審査委員会)	3	○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (市立病院事務局)
●消防局訓令甲		●病院事業訓令甲
○金沢市消防文書管理規程 (消防総務課)	3	○金沢市立病院文書管理規程 (市立病院事務局)
●公営企業管理規程		
○金沢市企業局の組織及び分掌事務規程等の一部を改正する規程 (企業総務課)	4	
○金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (")	9	

議 会 規 程

金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市議会議長 久 保 洋 子

●金沢市議会規程第1号

金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する規程

金沢市議会事務局職名規程(昭和49年議会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第3条中「担当部長」を「担当次長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第7号

金沢市選挙管理委員会規程(昭和27年選挙管理委員会規程第13号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

第20条中「収発処理及び編纂保存」を「管理」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

監 査 委 員 告 示

●金沢市監査委員告示第1号

金沢市監査事務局規程（昭和39年監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	高	岩	勝
金沢市監査委員	清	水	邦

第7条中「永年保存」及び「永久保存」を「30年保存」に改める。

第9条中「文書規程」を「文書管理規程」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

公 平 委 員 会 規 則

金沢市公平委員会事務処理規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

●金沢市公平委員会規則第1号

金沢市公平委員会事務処理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、金沢市公平委員会（以下「委員会」という。）の事務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務職員の職名）

第2条 委員会の事務職員の職名は、書記長及び書記とする。

（事務職員の職務）

第3条 書記長は、委員長の命を受けて、委員会の事務を掌理し、書記を指揮監督する。

2 書記は、書記長の命を受けて、事務に従事する。

3 書記長に事故があるとき、又は書記長が欠けたときは、上席の書記がその職務を代理する。

（専決事項）

第4条 書記長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要と認める事項又は異例に属する事項は、この限りでない。

- (1) あらかじめ処理の方針を示された事務の処理に関すること。
- (2) 軽易な報告、照会及び回答に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、軽易な事務の処理に関すること。

（文書の管理）

第5条 委員会の文書の管理については、金沢市文書管理規程（令和3年訓令甲第1号）の例による。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、事務の処理については、市長の事務部局の例による。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

●金沢市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表議会の事務部局の項中「担当部長」を「担当次長」に改め、同表市長の事務部局の項中「、部長、担当部長」を削り、「館長」の次に「、事務局次長」を加え、同表教育委員会の事務部局の項中「、部長」を「、次長」に、「担当部長」を「担当次長」に改め、同表公平委員会の事務部局の項中「書記」を「書記長、書記」に改め、同表の備考第1項を削り、同備考第2項中「、「部長」、「担当部長」を削り、「館長」の次に「、「事務局次長」を加え、「部長、担当部長」を削り、「、館長」の次に「、事務局次長」を加え、同項を同備考第1項とし、同備考第3項中「「部長」を「次長」に、「担当部長」を「担当次長」に、「部長」を「、次長」に、「担当部長」を「、担当次長」に改め、同項を同備考第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 公平委員会の事務部局の項中「書記長」及び「書記」とは、金沢市公平委員会事務処理規則(令和3年公平委員会規則第1号)第2条に規定する書記長及び書記をいう。

別表の備考第4項中「、書記次長」を「及び書記次長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

固定資産評価審査委員会告示

●金沢市固定資産評価審査委員会告示第1号

金沢市固定資産評価審査委員会文書管理規程を次のように定める。

令和3年3月31日

金沢市固定資産評価審査委員会委員長 内 田 清 隆

金沢市固定資産評価審査委員会文書管理規程

金沢市固定資産評価審査委員会における文書の管理については、別に定めるものを除くほか、金沢市文書管理規程(令和3年訓令甲第1号)の例による。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防文書管理規程を次のように定める。

令和3年3月31日

金沢市消防長 清 瀬 守

金沢市消防文書管理規程

金沢市消防局及び消防署における文書の管理については、別に定めるものを除くほか、金沢市文書管理規程(令和3年訓令甲第1号)の例による。

附 則

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 金沢市消防文書取扱規程(昭和44年消防本部訓令甲第2号)は、廃止する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程等の一部を改正する規程

(金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部改正)

第1条 金沢市企業局の組織及び分掌事務規程(平成23年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

課 等	係
経営企画課	企画係 財務係 ICT推進係
ガス・発電事業譲渡準備室	
企業総務課	総務係 人事係 契約係 会計係 技術技能伝承係
検査員室	
お客さまサービス課	庶務係 メーター管理係 ガス設備係 水道設備係 下水道設備係
料金センター	調定係 検針係
営業開発課	営業企画係 リビングサービス係 リビング営業係 エネルギー営業係
建設課	庶務係 下水道計画係 下水道耐震化推進係 下水道管渠改良係 ガス水道 計画係 ガス水道改良係 ガス水道受注係 ガス水道基幹管路係
維持管理課	庶務係 管路移設係 下水道修繕係
ガス・水道修繕センター	点検係 修繕係
ガス保安対策室	保安点検係 供給管理係
ガス課	庶務係 施設整備係 施設運転係
上水・発電課	庶務係 配水整備係 配水管理係 浄水整備係 浄水管理係 水質係
発電管理センター	施設整備係 施設運転係
水処理課	庶務係 施設整備係 水質管理係 施設管理係

第2条第3項中「部、」及び「副局長及び」を削る。

第3条の見出し及び同条第1項中「副局長」を「次長」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「部長及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第4条の見出し中「各部等」を「安全対策室及び各課等」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課 等 ・ 係	分 掌 事 務
経営企画課 企画係	1 経営方針の立案に関する事項
	2 主要事業の企画及び調整に関する事項
	3 業務の改善に関する事項
	4 広報広聴活動に関する事項
	5 広域連携及び官民連携の調査研究に関する事項
	6 課の庶務に関する事項
	7 他係に属しない事項
財務係	1 予算の編成及び執行管理に関する事項
	2 企業債に関する事項
ICT推進	1 電子計算組織の運用及び管理に関する事項

	係	2 情報通信技術の利活用の推進に関する事項
	ガス・発電事業譲渡準備室	1 ガス事業及び発電事業の譲渡の準備に関する事項
企業総務課	総務係	1 情報公開及び個人情報保護に関する事項 2 条例、規則及び規程に関する事項 3 公印に関する事項 4 文書の收受、発送及び保存に関する事項 5 財産の取得、管理及び処分に関する事項 6 公益財団法人金沢市水道サービス公社に関する事項 7 ガス責任技術者、ガス工事士及びガス工事人に関する事項 8 指定給水装置工事事業者に関する事項 9 排水設備工事事業者に関する事項 10 課の庶務に関する事項 11 他課及び他係に属しない事項
	人事係	1 職員の任免、賞罰、身分及び服務に関する事項 2 職員の給与に関する事項 3 団体交渉に関する事項 4 職員の研修（技術技能の向上及び伝承に関するものを除く。）の企画及び実施に関する事項 5 職員の福利厚生に関する事項
	契約係	1 工事、製造その他についての請負及び物品の購入に係る契約に関する事項 2 測量業務及び設計業務の委託に係る契約に関する事項 3 建物等の維持管理業務の委託に係る契約（その性質又は目的が競争入札に適しないことにより随意契約をするものを除く。）に関する事項 4 不用品の処分に関する事項
	会計係	1 資金計画及び一時借入金に関する事項 2 現金の出納に関する事項 3 決算に関する事項 4 現金、有価証券及び担保物件の保管に関する事項 5 出納取扱金融機関等に関する事項
	技術技能伝承係	1 職員の技術技能の向上及び伝承に係る研究に関する事項 2 職員の研修（技術技能の向上及び伝承に関するものに限る。）の企画及び実施に関する事項 3 工事事業者等の技術技能の向上に係る指導及び育成に関する事項
	検査員室	1 工事の検査に関する事項 2 指定物品の検収に関する事項 3 工事に係る技術、設計及び施行管理の指導に関する事項 4 工事に係る設計及び積算の基準の決定に関する事項 5 器材の使用承認に関する事項
お客さまサービス課	庶務係	1 ガス、水道及び下水道の使用申込み等の受付及び処理に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他係に属しない事項
	メーター管理係	1 計量器の維持管理に関する事項 2 計量器の入庫及び出庫に関する事項
	ガス設備係	1 ガスの供給相談に関する事項 2 ガス装置工事に関する事項
	水道設備係	1 水道の給水相談に関する事項

料金センター		<ol style="list-style-type: none"> 2 給水装置工事に関する事項 3 貯水槽水道の管理の適正化に関する事項
	下水道設備係	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道の接続相談に関する事項 2 下水道排水設備工事に関する事項 3 下水道の普及促進に関する事項
	調定係	<ol style="list-style-type: none"> 1 料金等の調定に関する事項 2 料金等の収入及び整理に関する事項 3 料金等の滞納整理に関する事項 4 ガス及び水道の供給停止処分及び解除に関する事項 5 料金センターの庶務に関する事項 6 他係に属しない事項
	検針係	<ol style="list-style-type: none"> 1 計量器の検針に関する事項
営業開発課	営業企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの営業企画及び販売計画に関する事項 2 天然ガスの利用促進に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 ショールームの運営に関する事項 5 他係に属しない事項
	リビングサービス係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス器具の販売、取付け、改造及び修理に関する事項 2 ガスの需要開発に関する事項（課長が定める営業対象者等に係るものに限る。）
	リビング営業係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの需要開発に関する事項 (各係は、課長が定める営業対象者等をそれぞれ対象とする。)
	エネルギー営業係	
建設課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道受益者負担金に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他係に属しない事項
	下水道計画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の計画に関する事項 2 下水道施設（下水道管渠を除く。）の改良（耐震化を除く。）に関する事項 3 下水道管渠の建設に関する事項 4 下水道台帳の調製及び保管に関する事項 5 開発行為に係る協議及び指導に関する事項 6 大量排水に係る協議及び指導に関する事項
	下水道耐震化推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の耐震化の推進に関する事項
	下水道管渠改良係	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道管渠の改良（耐震化を除く。）に関する事項
	ガス水道計画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設（ガス製造施設を除く。）及び水道施設（浄水施設を除く。）の計画及び建設に関する事項 2 水道台帳の調製及び保管に関する事項
	ガス水道改良係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設（ガス製造施設を除く。）及び水道施設（浄水施設を除く。）の改良（課長が定める主要な管路の耐震工事を除く。）に関する事項
	ガス水道受注係	<ol style="list-style-type: none"> 1 受注に伴うガス施設（ガス製造施設を除く。）及び水道施設（浄水施設を除く。）の建設及び改良に関する事項 2 下水道管渠の工事に伴うガス施設（ガス製造施設を除く。）及び水道施設（浄水施設を除く。）の建設及び支障移設に関する事項
	ガス水道基幹管路係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設（ガス製造施設を除く。）及び水道施設（浄水施設を除く。）の改良（課長が定める主要な管路の耐震工事に限る。）に関する事項

維持管理課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 課の庶務に関する事項 他係に属しない事項 	
	管路移設係	<ol style="list-style-type: none"> ガス、水道及び下水道の管路移設等に係る受託工事の設計及び施行に関する事項 ガス、水道及び下水道の管路情報に関する事項 道路占用等の更新申請に関する事項 	
	下水道修繕係	<ol style="list-style-type: none"> 下水道管渠の維持管理に関する事項 下水道に係る他工事の指導、監督及び立会いに関する事項 	
	ガス・水道修繕センター	点検係	<ol style="list-style-type: none"> ガス及び水道の本支管並びにこれに附帯する設備（浄水施設、配水施設、ガス製造施設及び整圧器室に係るものを除く。）の維持管理に関する事項 ガス及び水道に係る他工事の指導及び監督に関する事項
		修繕係	<ol style="list-style-type: none"> ガス及び水道の修繕工事に関する事項 ガス及び水道に係る他工事の立会いに関する事項
	ガス保安対策室	保安点検係	<ol style="list-style-type: none"> ガスの供給に伴う危険の発生の防止に関する事項（消費機器に係る周知、調査、指導、改良及び取替に関する事項に限る。）
供給管理係		<ol style="list-style-type: none"> ガスの供給に伴う危険の発生の防止に関する事項（消費機器に係る周知、調査、指導、改良及び取替に関する事項を除く。） ガス工作物（ガス製造施設及び特定製造所に係るものを除く。）の保安計画の策定及び調整に関する事項 ガス工作物（ガス製造施設及び特定製造所に係るものを除く。）の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関する事項 ガスの保安に係る教育及び訓練（職員の研修に関するものを除く。）に関する事項 ガスの漏えい及び導管事故等に対する措置（修繕工事を除く。）に関する事項 中圧導管の電気防食設備及び整圧器室等の維持管理に関する事項 経年埋設内管に係る周知、調査及び改善に関する事項 	
ガス課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> ガス製造施設の建設及び改良に関する事項 課の庶務に関する事項 他係に属しない事項 	
	施設整備係	<ol style="list-style-type: none"> 原料等の受入に関する事項 ガス製造施設の維持管理に関する事項 特定製造所の維持管理に関する事項 ガス工作物（ガス製造施設及び特定製造所に係るものに限る。）の保安計画の策定及び調整に関する事項 ガス工作物（ガス製造施設及び特定製造所に係るものに限る。）の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る事項 	
	施設運転係	<ol style="list-style-type: none"> ガスの製造及び送出に関する事項 製造ガスの成分分析に関する事項 	
上水・発電課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 電気の卸供給に関する事項 水力発電の調査及び研究に関する事項 課の庶務に関する事項 他係に属しない事項 	
	配水整備係	<ol style="list-style-type: none"> 配水施設の改良及び保守に関する事項 配水区域の設定及び変更に関する事項 	
	配水管理係	<ol style="list-style-type: none"> 配水調整及び県水受水に関する事項 配水施設の運転及び維持管理に関する事項 	

		3 かんがい用水の補給に関する事項 4 工業用水道事業に関する事項
	浄水整備係	1 浄水施設の計画及び建設に関する事項 2 取水施設、導水施設及び浄水施設の改良及び保守に関する事項 3 発電事業及び水道事業に係る水資源の総合運用に関する事項
	浄水管理係	1 浄水処理に関する事項 2 取水施設及び導水施設の維持管理に関する事項 3 浄水施設の運転及び維持管理に関する事項
	水質係	1 原水、浄水、配給水等の水質検査に関する事項 2 水処理技術の調査及び研究に関する事項
発電管 理セン ター	施設整備係	1 発電施設の建設、改良及び維持管理に関する事項
	施設運転係	1 発電施設の運転に関する事項
水処理課	庶務係	1 課の庶務に関する事項 2 他係に属しない事項
	施設整備係	1 下水道施設（下水道管渠を除く。）の改良に関する事項
	水質管理係	1 下水処理に係る放流水の水質管理に関する事項 2 特定事業場等の規制指導に関する事項
	施設管理係	1 水質管理施設及びポンプ施設の運転及び維持管理に関する事項 2 汚泥共同処理施設の運転及び維持管理に関する事項

第5条から第8条までを削る。

第9条中「規則」を「規程」に改め、同条を第5条とする。

(金沢市企業局職員職名規程の一部改正)

第2条 金沢市企業局職員職名規程（昭和28年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「副局長 次長 部長 担当部長」を「次長 担当次長」に改め、同条第2項中「、部」を削る。

(金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正)

第3条 金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和32年公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7級の項及び8級の項中「副局長、次長、部長及び担当部長」を「次長及び担当次長」に改め、同表9級の項中「副局長及び」を削る。

別表第4の備考第3項中「部内の」を削る。

(金沢市企業局職員就業規則の一部改正)

第4条 金沢市企業局職員就業規則（昭和32年公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、副局長」及び「、部長」を削る。

(金沢市企業局会計規程の一部改正)

第5条 金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第4条第4項中「部長」を「課長」に改める。

様式第25号中

管理者	副局長	経営企画部長	主務部長	課長

を

管 理 者			課 長

に、

管理者	副局長	主務部長	課長

を

管理 者		課 長

に改

める。

(金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

第6条 金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成13年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第19条の2各号を次のように改める。

- (1) 建設課の事務を所管する次長
- (2) 建設課に所属する職員

(金沢市公共下水道条例施行規程の一部改正)

第7条 金沢市公共下水道条例施行規程(平成13年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第19条各号を次のように改める。

- (1) お客さまサービス課の事務を所管する次長
- (2) お客さまサービス課長
- (3) お客さまサービス課料金センターに所属する職員

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存する第5条の規定による改正前の金沢市企業局会計規程様式第25号は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程(昭和39年公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「部長」を「次長」に、「部の長」を「次長で、管理者があらかじめ指定する事務を所管するもの」に改める。

第2条の2中「経営企画部長(副局長を置く場合にあっては副局長、副局長を置かず次長を置く場合にあっては次長。第4条)」を「次長(次長を2人以上置く場合にあっては、管理者があらかじめ指定する次長。第4条第1項)」に改める。

第3条中「部長」を「次長」に改める。

第4条第1項中「経営企画部長」を「次長」に改め、同条第2項中「所管部長」を「所管次長」に改める。

第8条第1項中「部長」を「次長」に改める。

別表第1組織及び人事管理の表中「所管部長」を「所管次長」に、「(部長)」を「(次長)」に改め、同表の備考第2項中「部長」を「次長」に改め、別表第1事務の執行の表中「所管部長」を「所管次長」に、

34 部の所管事務に係る企画及び連絡調整	○			
35 所管事務に係る啓発及び普及に関すること。		○		
36 所管工事に係る道路占用の申請に関すること。		○		
37 受注工事及びこれに伴う本支管工事の決定に関すること。	○	○ (軽易なもの)		経営企画課
38 その他定例に属し、疑義又は裁量の余地のない事項の処理に関すること。		○		

を

34	所管事務に係る啓発及び普及に関すること。		○		
35	所管工事に係る道路占用の申請に関すること。		○		
36	受注工事及びこれに伴う本支管工事の決定に関すること。	○	○ (軽易なもの)		経営企画課
37	その他定例に属し、疑義又は裁量の余地のない事項の処理に関すること。		○		

改め、別表第1財産管理の表中「経営企画部長」を「総務所管次長」に、「所管部長」を「所管次長」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 総務所管次長とは、経営企画課及び企業総務課の事務を所管する次長をいう（契約及び支出において同じ）。

別表第1契約アの表中「経営企画部長」を「総務所管次長」に、「所管部長」を「所管次長」に改め、別表第1契約イの表中「経営企画部長」を「総務所管次長」に、「所管部長」を「所管次長」に改め、同表の備考第1項中「又は」を「から第4号まで又は」に改め、別表第1支出アの表中「経営企画部長」を「総務所管次長」に、

「所管部長」を「所管次長」に、「所管部長専決」を「所管次長専決」に、「経営企画部長専決」を「総務所管次長専決」に改め、同表の備考第2項の表中「経営企画部長」を「総務所管次長」に、「所管部長」を「所管次長」に改め、別表第1支出イの表中「経営企画部長」を「総務所管次長」に、「所管部長」を「所管次長」に改め、別表第1収入の表中「所管部長」を「所管次長」に改める。

別表第2中「所管部長」を「所管次長」に改め、同表建設課の表中

3	下水道法第9条の規定による供用開始の公示等		○		
4	下水道法第16条の規定による公共下水道管理者以外の者の行う工事に係る承認			○	

3	下水道法第9条の規定による供用開始の公示等		○		
---	-----------------------	--	---	--	--

改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市企業局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局公印規程の一部を改正する規程

金沢市企業局公印規程（昭和28年公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定めのある場合を除く」を「定めるもの」に改める。

第5条第2項を削る。

第6条第2項中「別記第2号様式」を「別記様式」に改める。

別表中「並びに指定給水装置工事事業者証、下水道排水設備工事業者指定証及びこれらに類する文書」を削り、

企業局部長印	方20	れい書	企業局部長名を もってする文書	企業総務課長	1	部 企 金 長 業 沢 印 局 市	を
企業局課長印	方18	れい書	企業局課長名を もってする文書	企業総務課長	1	課 企 金 長 業 沢 印 局 市	
企業局課長印	方18	れい書	企業局課長名を もってする文書	企業総務課長	1	課 企 金 長 業 沢 印 局 市	に

改める。

別記第1号様式を削り、別記第2号様式を別記様式とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「又は施設部」を「、ガス課、上水・発電課又は水処理課」に改める。

別表第1中「副局長 次長」を「次長（管理者が定める次長を除く。）」に、「部長 担当部長」を「次長（管理者が定める次長に限る。） 担当次長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

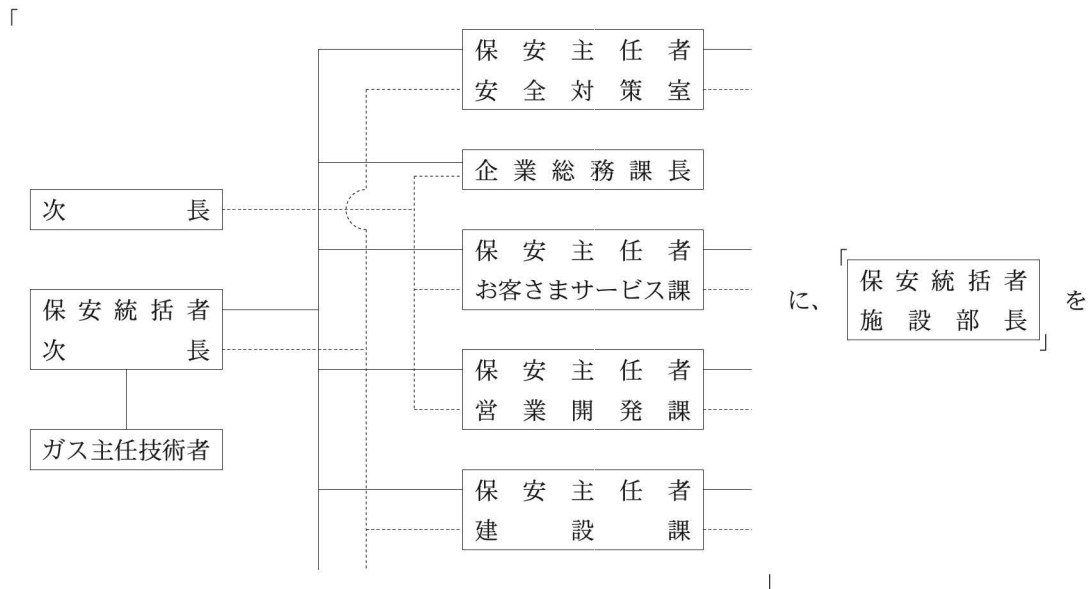
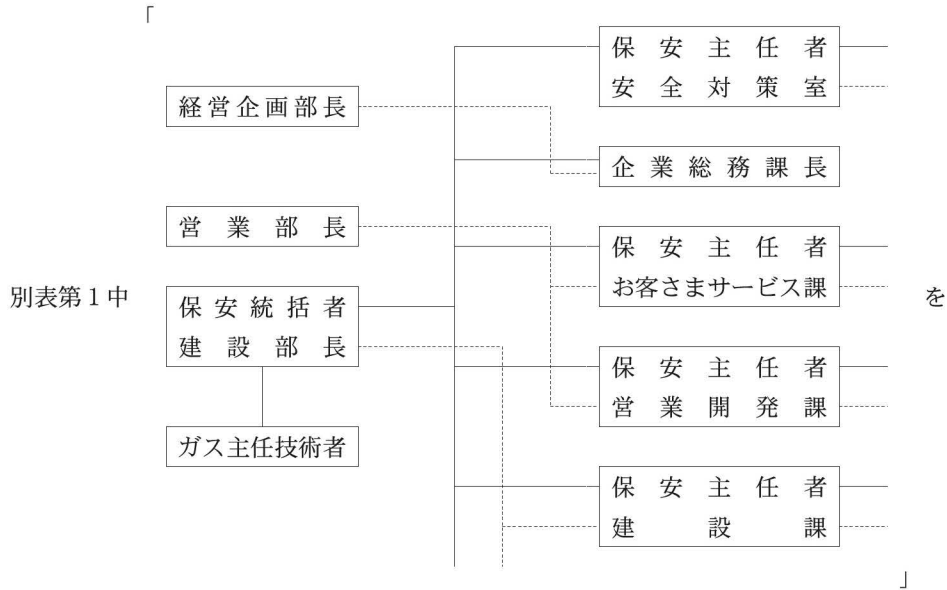
金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程

（金沢市ガス工作物保安規程の一部改正）

第1条 金沢市ガス工作物保安規程（昭和47年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。



「保安統括者
ガス課長」に改める。

(金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部改正)

第2条 金沢市簡易ガス工作物保安規程（昭和50年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「保安管理者
施設部長」を「保安管理者
次長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「公告」を「公表」に改め、同条中「公告する」を「インターネットの利用その他の適切な方法

により公表する」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条から第12条までを次のように改める。

（用語の意義）

第2条 この規程で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 排水設備の新設、増設又は改築の工事をいう。
- (2) 責任技術者 石川県下水道協会会長（以下「会長」という。）が、排水設備工事の設計、施行及び監督に関する技術を有する者と認定し、責任技術者資格者名簿に登録した者をいう。

（指定の申請）

第3条 条例第7条第1項の規定による指定は、排水設備工事の事業を行う者の申請により行う。

2 前項の指定を受けようとする者は、排水設備工事業者指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

3 指定申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第2号。以下「誓約書」という。）
- (2) 機械器具調書（様式第3号）
- (3) 専属の責任技術者の責任技術者証（会長が責任技術者としての資格を有することを証するために発行したものをいう。）の写し
- (4) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- (5) 営業所の所在地を示す図面
- (6) その他管理者が必要があると認める書類

（指定の基準）

第4条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに専属の責任技術者を置く者であること。
- (2) 石川県内に営業所を有している者であること。
- (3) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 電動カッターその他の管の切断用の機械器具

イ パイプレンチその他の接合用の機械器具

ウ レベル、箱尺その他の測量用の機械器具

エ 排水管清掃器

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 下水道法（昭和33年法律第79号）に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めると足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの
(指定証の交付)

第5条 管理者は、第3条第1項の指定をしたときは、指定工事業者に対し、排水設備工事業者指定証（以下「指定証」という。）を交付する。

2 指定工事業者は、第7条の規定により排水設備工事の事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の規定による指定の取消しを受けたときは、指定証を管理者に返納するものとする。

3 指定工事業者は、第7条の規定により排水設備工事の事業の休止を届け出たとき、又は第8条の規定による指定の効力の停止を受けたときは、指定証を管理者に提出するものとする。

4 指定工事業者は、指定証を汚損し、又は紛失したときは、管理者に指定証の再交付を申請することができる。
(指定の更新の申請等)

第6条 第3条、第4条及び前条第1項の規定は、条例第7条第2項に規定する指定の更新について準用する。
(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は排水設備工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項又は第3項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 営業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 責任技術者の氏名及び責任技術者が交付を受けた責任技術者証の登録番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更の日から30日以内に、排水設備工事業者指定事項変更届出書（様式第4号）に次の書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、誓約書及び登記事項証明書

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、それぞれ排水設備工事業者廃止・休止・再開届出書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定工事業者の指定を取り消し、又は1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該指定の効力を停止することができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項の指定を受けたとき。

(2) 第4条各号に適合しなくなったとき。

(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第10条第1項第4号の規定による検査の立会いに、正当な理由なく応じないとき。

(5) 第11条各項の規定に違反したとき。

(6) 第12条に規定する指定工事業者の遵守事項に従った適正な排水設備工事の事業を行うことができないと認められるとき。

(7) 第14条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(8) その施行する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

2 本市は、指定工事業者がその指定を取り消され、又はその指定の効力を停止されたため損害が生じても、その責めを負わない。

(指定等の公表)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 第3条第1項の指定をしたとき。

(2) 第6条において準用する第3条第1項の規定により指定の更新をしたとき。

(3) 第7条第1項の規定により指定工事業者から排水設備工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。

(4) 前条第1項の規定により指定工事業者の指定を取り消し、又はその指定の効力を停止したとき。

(責任技術者の職務等)

第10条 責任技術者は、排水設備工事に関する法令、条例及び企業管理規程（以下「法令等」という。）を遵守して、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備工事に関する技術上の管理
- (2) 排水設備工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- (4) 条例第6条第1項に規定する検査の立会い

2 排水設備工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(責任技術者の選任等)

第11条 指定工事業者は、営業所ごとに選任した専属の責任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に、新たに専属の責任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 2 指定工事業者は、責任技術者を選任し、又は解任したときは、責任技術者選任・解任届出書（様式第6号）により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 3 指定工事業者は、責任技術者の選任を行うに当たっては、一の営業所の責任技術者が同時に他の営業所の責任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の責任技術者が当該2以上の営業所の責任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

(指定工事業者の遵守事項)

第12条 指定工事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令等を遵守するほか、管理者の指示に従うこと。
- (2) 指定工事業者の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (3) 災害等の緊急時において、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力すること。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(工事記録簿の備付け)

第13条 指定工事業者は、その施行した排水設備工事ごとに次に掲げる事項を記録した帳簿を作成し、その営業所に備え、その作成の日から3年間保存しなければならない。

- (1) 施主の氏名又は名称
- (2) 施行の場所
- (3) 計画確認申請日
- (4) 浄化槽又はくみ取り便所の最終清掃日
- (5) 施行着手日
- (6) 施行完了日
- (7) 責任技術者の氏名
- (8) 排水設備工事設計図

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

排水設備工事業者指定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市公営企業管理者

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名

排水設備工事業者の指定を受けたいので、金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程第3条第1項の規定により申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事 業 の 範 囲	
排水設備工事の事業を行う営業所の名称	
上記営業所の所在地 (石川県内に限る。)	
上記営業所に専属する責任技術者の氏名及び登録番号	

様式第2号 (第3条関係)

誓 約 書

排水設備工事業者申請者及びその役員は、金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程第4条第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名

(宛先) 金沢市公営企業管理者

様式第2号の次に次の4様式を加える。

様式第3号 (第3条関係)

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考

(注1) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「測量用の機械器具」、「排水管清掃器」の別を記入してください。

(注2) この調書に記入した機械器具及びその数量を有することが確認できる写真を添付してください。

様式第4号 (第7条関係)

排水設備工事業者指定事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市公営企業管理者

届出者 氏名又は名称
住所
代表者氏名

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程第7条第2項の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

様式第5号(第7条関係)

排水設備工事業者廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市公営企業管理者

届出者 氏名又は名称
住所
代表者氏名

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程第7条第3項の規定により、次のとおり排水設備工事業者の事業の廃止、休止又は再開を届け出ます。

届 出 の 区 分	廃止	休止	再開
氏 名 又 は 名 称			
代 表 者 の 氏 名			
排 水 設 備 工 事 の 事 業 を 行 う 営 業 所 の 名 称			
上 記 営 業 所 の 所 在 地 (石 川 県 内 に 限 る)			
廃止、休止又は再開の年月日		年 月 日	
廃止、休止又は再開の理由			

備考 廃止及び休止の場合は、排水設備工事業者指定証を添付してください。

様式第6号 (第11条関係)

責任技術者選任・解任届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市公営企業管理者

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程第11条第2項の規定により、次のとおり責任技術者の選任又は解任を届け出ます。

届 出 の 区 分	選 任 解 任	
	責任技術者証の登録番号	選任又は解任の年月日
排水設備工事の事業を行う営業所の名称		
上記営業所で選任又は解任をする責任技術者の氏名		

備考 選任の場合は、責任技術者証の写しを添付してください。

附 則

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定によりされた手続その他の行為は、改正後の金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の相当規定によりされたものとみなす。
- この規程の施行の際現に改正前の規程により指定されている排水設備工事業者は、改正後の規程の相当規定により指定されたものとみなす。
- この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の様式第1号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 施行日前に交付された改正前の規程の規定による排水設備工事業者指定証は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお効力を有する。

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令甲第1号

企 業 局

金沢市企業局文書管理規程を次のように定める。

令和3年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

金沢市企業局文書管理規程

金沢市企業局における文書の管理については、別に定めるものを除くほか、金沢市文書管理規程（令和3年訓令甲第1号）の例による。

附 則

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 金沢市企業局文書取扱規程（平成25年公営企業訓令甲第1号）は、廃止する。

●金沢市公営企業訓令甲第2号

企 業 局

金沢市企業局巡視規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

金沢市企業局巡視規程等の一部を改正する規程

（金沢市企業局巡視規程の一部改正）

第1条 金沢市企業局巡視規程（昭和28年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「部長」を「次長」に改める。

第5条中「部長は、」を「次長は」に、「、部長へ」を「次長へ」に改める。

（金沢市企業局当直勤務規程の一部改正）

第2条 金沢市企業局当直勤務規程（昭和32年公営企業訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、部長」を削る。

（金沢市上寺津ダム操作規程の一部改正）

第3条 金沢市上寺津ダム操作規程（昭和50年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「教育委員会学校教育部学校指導課」を「教育委員会学校指導課」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

●金沢市公営企業訓令甲第3号

企 業 局

金沢市発電事業電気工作物保安規程及び金沢市企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

金沢市発電事業電気工作物保安規程及び金沢市企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

（金沢市発電事業電気工作物保安規程の一部改正）

第1条 金沢市発電事業電気工作物保安規程（昭和62年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

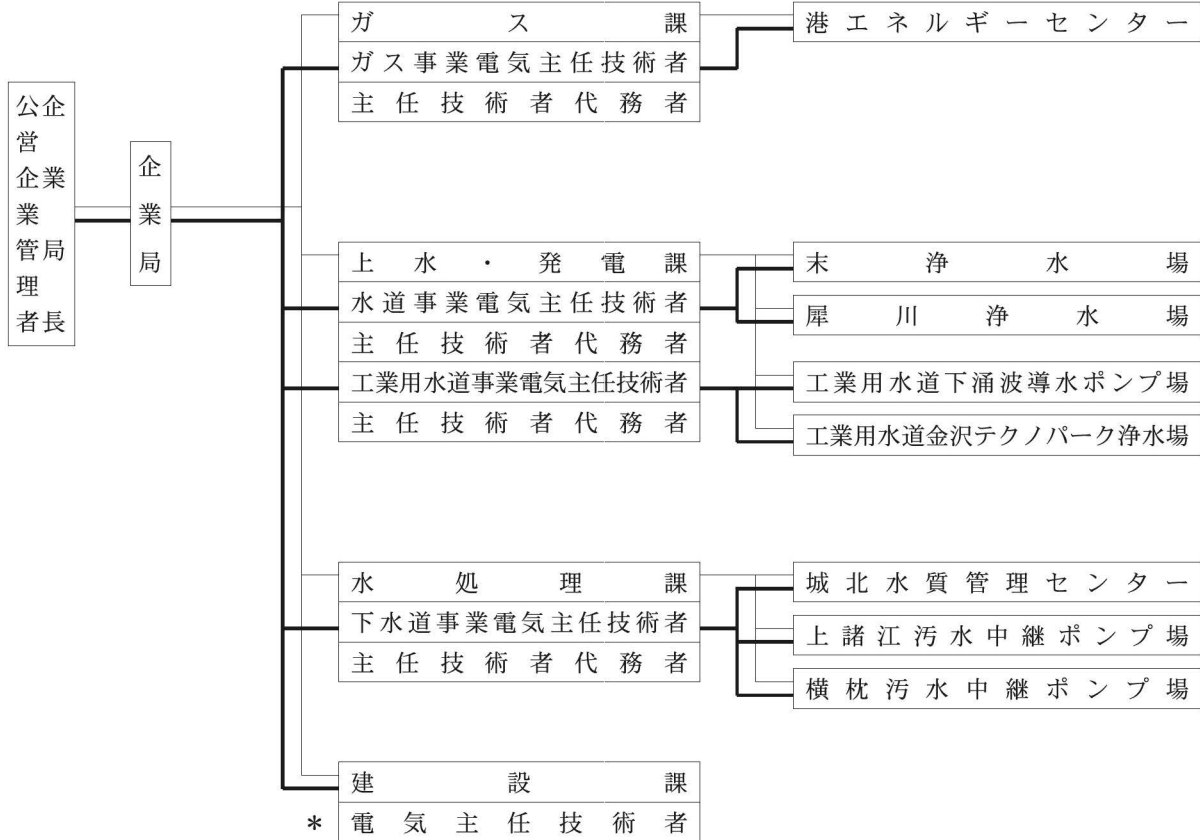
「 企 業 局 」	—	「 施 設 部 」	を	「 企 業 局 」	に改める。
-----------------------	---	-----------------------	---	-----------------------	-------

別表第2局長職の項中「所属部長」を「所属次長」に、「部の」を「局の」に改め、同表部長職の項中「部長職」

を「次長職」に、「部長は」を「次長は」に、「部の分掌事務を統括的に管理する」を「局長を補佐する」に改め、同表課長職の項及び出先機関所長職の項中「部長」を「次長」に改める。

(金沢市企業局自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第2条 金沢市企業局自家用電気工作物保安規程（平成13年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。別表第1を次のように改める。



*印は、自家用電気工作物の建設に係るもので、必要な場合に配置する。

—— 職制上の命令系統を示す。
—— 保安業務の系統を示す。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第1号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号エ中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

別表第1中「中央診療部副部長」を「中央診療部副部長 臨床検査室長」に、「事務局次長」を「事務局次長 医事室長 リハビリテーション室副室長」に、「医事室長 臨床検査室長 看護部担当部長」を「看護部担当部長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

病 院 事 業 訓 令 甲

●金沢市病院事業訓令甲第1号

市 立 病 院

金沢市立病院文書管理規程を次のように定める。

令和3年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

金沢市立病院文書管理規程

金沢市立病院における文書の管理については、別に定めるものを除くほか、金沢市文書管理規程（令和3年訓令甲第1号）の例による。

附 則

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 金沢市立病院文書取扱規程（平成25年病院事業訓令甲第1号）は、廃止する。

令和3年(2021年)3月31日 印刷
令和3年(2021年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄